

29 中村芳生  
大学と保健婦看護婦学校との教育制度上の比較  
病院 20 (11) 別冊 42-51 1961

謹子 林 滋子 様

1961

大学と保健婦看護婦学校との教育制度上の比較

中 村 芳 生

中村芳生

病 院

第 20 卷 第 11 号 別冊  
昭和36年11月1日 発行

東 京 医 学 書 院 大 阪

# 大学と保健婦看護婦学校との教育制度上の比較

中村芳生\*

## 略語説明

保助看護法……………保健婦助産婦看護婦法  
 保助看護校指定規則……………保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則  
 東大衛看……………東京大学医学部衛生看護学科

## I 現況

わが国における保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦の学校養成所に関する諸事項を、昨年の統計に基づいて表示すると、第I表のとおりになる。ここにいう「学校」とは文部大臣指定のものであり、「養成所」とは厚生大臣指定のものであつて、後者のうち、准看護婦養成所のみは厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事が指定したものであることは、保助看護法および保助看護校指定規則に定められておりである。

この表に示すとおり、保健婦学校および看護婦学校の双方に指定されている2校は、4年制の大学であり、次の二つがそれである。

- 東京大学医学部衛生看護学科 (国立)
- 高知女子大学家政学部衛生看護学科 (県立)
- また看護婦学校として指定されている3年制の短期大学は次の5校である。
- 天徳女子短期大学厚生科
- 聖路加短期大学
- 日本赤十字短期大学
- 聖母女子短期大学
- 京都市立看護短期大学 (市立)
- それから保健婦学校として指定されている短期大学専攻科は次の1校である。
- 聖路加短期大学専攻科 (私立)
- もちろん以上の大学や短期大学は学校教育法第

\* 東京大学医学部衛生看護学科事務主任

一条あるいは第九九条による「学校」であるが、これ以外のこの表中の大部分の学校は同法八十三

条による「各種学校」である。これらを総称して保助看護法では便宜上「学校」といつてゐるのである。さてこのように、保健婦学校あるいは看護婦学校の中に大学が存在しているという事実に関しては、次の a, b ことおりの互いに相反した解釈の仕方があつた。

a. 大部分の保健婦学校および看護婦学校は各種学校であるから、大学が保健婦学校や看護婦学校として指定されているのは、いかにも程度を低く見られてゐるようである。はなはだ具合が悪い。いやしくも大学を各種学校と同列に論じることができない。大いに嘆かわしい現象である。

b. 保健婦学校や看護婦学校はなるほど大部分が各種学校である。しかし戦前にも専門学校がいづくかあつたし、戦後はこれらが短期大学となり、この他にも短期大学や大学ができてゐる。この傾向は保健婦学校や看護婦学校の全体的地位を高めるものであつて、大いに喜ばしい現象である。現代のわが国の教育体系の中では、ややもすれば保健婦学校や看護婦学校は質の低いものとみなされがちであるが、そういう偏見を打破するためにも、これらの学校の中に大学がふえつつあるのは、保健・看護教育の向上のため、非常に望ましいことである。

以上 a, b 二様の考え方については、興味深い

論争が見られるのであるが、ここでは、それに触れず、現在あるがままの姿の大学としての保健婦看護婦学校における長所、短所、不自然さ、矛盾などをありのままに述べてみよう。つまり a, b いろいろにも偏せず、赤裸々な事実としての資料をここに具体的に開陳する次第である。そしてこの種の特異な形態を有する大学はいかにあるべきか、研究教育面において一定の型にはまるべきか、それとも型を破つて新しい方向に生々発展すべきか、また現在のあり方をどのように批判したらよ

するからである。

## II 国家試験受験資格をめぐる諸問題

保助看護法では、国家試験受験資格を次のように定めてゐる。

第十九条 保健婦国家試験は、看護婦国家試験に合格した者又は第二十一条各号の一に該当するものであつて、さらに左の各号の一に該当するものでなければ、これを受けることができない。

一 文部大臣の指定した学校において六月以上保健婦になるのに必要な学科を修めた者

第1表

学校養成所の種別	数	修業年限	主な入学入所資格	指定者
準看護婦学校養成所(各種学校)	517	2年	中学校卒業	文部大臣または都道府県知事
看護婦学校養成所	18	2年	準看護婦のうち高等学校卒業者または免許取得後3年以上業務従事者	文部大臣または厚生大臣
		3年	178	
		3年	5	
短期大学	2	4年		
大学	1	1年		
保健婦学校養成所	30	約1年	看護短期大学卒業	看護婦学校養成所卒業
助産婦学校養成所(各種学校)	23	約1年	看護婦学校養成所卒業	看護婦学校養成所卒業

いかにかということについては、別の機会に論じることとし、ここではただ論議の参考となる材料を羅列するに留める。またこれを基礎として、各方面から十分な検討が進められれば幸いである。

なおここに諸種の資料を展開するに当たつて、ただ抽象的に論じるよりは、実例をあげながら説明する方がわかりやすいであらう。そしてその実例としては、主として東大衛看を引用しよう。と

いうのは、東大衛看こそこの特殊な教育研究の場として、設置以来苦悩に苦悩を重ね、論じても論じても論じ尽くせない多くの難問題を抱えながら発展しつつある学校であり、この点では他の関係諸大学と比較にならぬほど豊富な討議の資料を有

- 二 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者
- 三 外国の保健婦学校を卒業し、又は外国において保健婦免許を得た者で、厚生大臣が第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者
- 第二十一条 看護婦国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。
- 一 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者
- 二 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者



三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護婦又は高等学校を卒業している准看護婦で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの

四 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

前記の諸大学の卒業者は第二十一条第一項第一号または第十九条第一項第一号によつて国家試験受験資格を得ているのであるが、この中の東大衛看は昭和28年4月に設置されて以来、4年後に第1回卒業生を世に送るまでに次のような経過をたどつたのである。

すなわち現行の保助看校指定規則は各種学校程度を標準として作られたものであるので、いやしくも大学がこのような基準で文部大臣から保健婦学校、あるいは看護婦学校として指定されるのは、教育研究上望ましくくない。

ちなみに医師、歯科医師、薬剤師、獣医師の国家試験受験資格はそれぞれ次のとおりになつてい

る。

医師法第十一条 医師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部大臣の認定した大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
  - 二 (省略)
  - 三 (省略)
- 歯科医師法第十一条 歯科医師国家試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部大臣の認定した大学において正規の歯学の課程を修めて卒業した者
- 二 (省略)

三 (省略)

薬剤師法第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき大学(短期大学を除く)において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者

二 (省略)

獣医師法第十二条 左の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

- 一 正規の大学において獣医学の四年以上における課程を修めて、これを卒業した者
- 二 (省略)

以上の諸条文に示すごとく、それぞれ専門の大学を卒業した者が国家試験を受けられるようになっていたのである。

保健婦、看護婦の場合もこれと同等にとり扱い、保助看法を次のように改正することを東大衛看では念願とし、関係諸方面に働きかけた。

第十九条第一項第三号の次に次の一号を加える。

四 大学において衛生看護学の正規の課程を修めて卒業した者

第二十一条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 大学において衛生看護学の正規の課程を修めて卒業した者

この要望に対しては賛否両論があつたが、ついにこれは日の目を見ないで終わつてしまつた。そこで東大衛看では本意ながらも法律改正をおきらめて、保健婦学校および看護婦学校として文部大臣の指定を受ける申請をしたところ、審議会を経て昭和32年3月31日付けで指定された。

ところが第1回卒業生は既にその月の28日に卒業してしまつたので、わずかに3日の差とはいえ、厳密に解釈すれば、かの女らは文部大臣の指

定をまだ受けていない学校を卒業したのであるから、国家試験受験資格を有しないことになる。東大側の心痛は一通りではなかつたが、幸いにもかかの女らはその直後無事に受験することを得た。

しかし東大衛看では決して上記の法律改正を断念したのではなく、教育内容を再調整した上で、適当な機会にこれを実現させたいと念願している。

III 教育内容

さて法律改正が実現しなかつた理由はいろいろあるが、ここでは政治的な面に言及するのを避け、単に教育内容だけの見地から推測すると、改正条文にある「衛生看護学の正規の課程」とは一体何かということに帰着するのである。それを定めた法規があるのであるうか。なるほど東大には医学部規則第三章があり、この中に衛生看護学科の授業科目、毎週時数、要求単位数等が定められてあるが、もちろんこれは東大だけに通用するものであつて、他大学にはあてはまらない。それではこの第三章は何にのつとつて作られたものであろうか。それは大学基準の分科教育基準である衛生看護学教育基準に基づいているのである。

ところがこの大学基準とは何であるうか。大学基準協会案内の説明によると、大学基準とは「大学基準協会によつて制定されたもの」であり、「大学同志が協議して、自在的に自らの拠るべき基準をきめたもの」なのである。

そして文部省ではこれとは別に「大学設置基準」という省令を設けており、その解説の中に「大学設置基準は、大学を設置するに必要な最低の基準を定めたもので、それぞれの条項は大学として欠くことのできない尺度を示したものである。従つて、大学基準協会が制定した大学のあるべき姿としての大学基準とはその目的を異にしている。」とうたつている。

1例をあげれば、大学基準には「教授、助教授、助手にはその精力と時間をその他の職業にさくことなく自らの家族を支えるために適当な俸給が

与えられなければならない。」という条項があるが、わが国の諸大学の現状をかんがみると、これは、「必要な最低の基準」ではなく、「あるべき姿」であることは自明の理であろう。一見して日本教職員組合の綱領にでも登場しそうなこの種の条文は、もちろん大学設置基準には顔を出していない。

つまり、大学基準協会は大学の自治団体であるが、これに反して大学設置審議会は文部大臣の諮問機関であつて、学校教育法第六十条に基づく官制によるものである。この前者がしばしば厘同されがちだつたのは、後者が大学設置審査に当たつて、前者の大学基準を準用しているからであろう。ともかく、まがりなりにも衛生看護学教育基準が大学における「衛生看護学の正規の課程」としての唯一の根拠となつていたのであるから、これを無視することはできない。

そしてこの基準は、専門科目に関する限り、保助看校指定規則の第五条および第七条の双方の要件を十分具備している。特に教育内容の時間数については、同規則別表一に別表三を加えたものを十分盛り合わせて、単位数をもつて現わしている。ただし科目名は両者を合わせて、適宜まとめてあるので、必ずしもこれら別表に記載してあるとおりの名称ではなく、類似のものを統合するなどして、大学としての基準らしく改変してある。また別表の中で週や月をもつて現わしているものについては、その中の時間数が明確に規定されていないので、基準では適当に解釈している。

しかしこの基準はあまりにも指定規則別表一および別表三を合わせたものだけに過ぎず、また臨床・実習時間単位換算は難解であり、大学としての衛生看護学の教育基準にふさわしくない点もあることが、後年次第にわかつてきた。このことはひとりで衛生看護学のみならず、他の分科教育基準も年月がたつて従つて改正の要が生じるのが当然であるし、またそうでなくは学問の進歩は

あり得ないであろう。

たとえば指定規則別表一および別表三の中には、教育学、心理学、社会学、統計学などを基礎とする科目があるが、衛生看護学教育基準には、それらがない。もつともこれらの諸科目が当該学部、学部の専門科目として設けられていなくても、一般教育科目あるいは教職に関する専門科目として設けられているのが普通であるので、それらを修得すればよい理であるが、それにはそれ相当の規定をする必要がある。なんとすれば一般教育科目については、人文科学系、社会科学系、自然科学系の3系列にわたって、それぞれ3科目以上12単位、合計9科目以上36単位を修得しさえすれば卒業の要件となり、また教職に関する専門科目は教育職員免許取得希望がなければ修得不要であるので、もしどの科目を必修にするかという規定を設けずに放置すれば、教育学、心理学、社会学、統計学などを全く修めず、しかも大学設置基準に規定する一般教育科目36単位以上を修得して卒業してしまう者も出てくるからである。

この故に東大では医学部便覧の中に衛生看護学科学生注意事項という欄を特に設け、この中で上記諸科目を必修とすることを規定している。こうすることによって衛生看護学教育基準の不備な点を補い、かつ保助看校指定規則別表一および別表三を満足している次第である。

また衛生看護学教育基準の授業科目単位数によると、専門科目については基礎部門19単位、応用部門55単位、合計74単位を修得すればよいことになる。これに基づいて作られた東大の医学部規則第三章にも同様なことが規定されている。ところが大学設置基準第三十二条第一項には、専門教育科目を76単位以上修得することを卒業の要件としている。これでは一見して衛生看護学教育基準も東大の医学部規則も文部省令の要件に満たないかのごとき感を与える。しかしこの点については実は心配ないのである。というのは大

学設置基準第三十二条第二項によると、二以上の外国語科目修得を卒業の要件とする大学では、そのうち一以外は専門教育科目の単位に含まれることが規定されているからである。衛生看護学教育基準には外国語を二か国語16単位以上修得するよう定めてあるし、東大の医学部規則第三章も同様であるので、このうち一か国語8単位以外、すなわち残りの8単位以上は専門科目の単位として計上される。すなわち上記単位にこれを加算すると、76単位以上になるのである。

とにかく保助看法第十九条および第二十一条を前述のとおり改正するためには、保助看校指定規則第五条および第七条を充分満足するような大学の基準が存在することが必要であろう。

#### IV 差異の具体例

さて東大衛看が保健婦学校および看護婦学校として文部大臣より指定されてみると、種々の制度上の調整を行う必要が生じてきた。すなわち国立大学の一学部の一学科でありながら、保助看法による学校として存在しているのが、当然そこにはいろいろな矛盾が生じているのであるが、この双方の性格を帯びた複雑さをうまくこなしてゆかねばならぬところに苦心が存在するのである。たとえば次に列挙することきものである。

##### 1. 学校と学科

大学設置基準第三十二条第一項には「学部には、専攻により学科を設ける。」と記されている。

東京大学医学部衛生看護学科あるいは高知女子大学家政学部衛生看護学科の学科とは、まさにこの条文にいう学科であつて、大学の組織の一部である。そしてこの学科が独立した看護婦学校、保健婦学校として指定されているのである。

ところが保助看法、保助看校指定規則、看護婦学校養成所指導要領、病院勤務看護婦業務指針などに出てくる学科という言葉は明らかに授業科目とか講義科目とかを示すものである。ここに混乱が生じるわけであるが、大学ではこ

の点を特に意識して区別するようにしている。

しかし短期大学では学部や学科は存在せず、単に科しなかいので、看護婦学校あるいは保健婦学校として指定されても、このような混乱の心配はない。

##### 2. 校長と学科主任

前述のとおり東大衛看のように、学科が保健婦学校および看護婦学校となつている場合には、当然この学科の長が校長ということになる。ところが国立大学では学長や学部長は官制上の立派な管理職となつているに反し、学科には官制上の長が設けられていない。それで東大では学科の代表者を慣習上「学科主任」と称している学部が多い。衛生看護学科もこれにならつて学科主任を設けているので、この任に当たつた教授がすなわち保健婦学校長および看護婦学校長の役割を演じているのである。

##### 3. 教務

大学で教務という言葉は大別して次のA、B二通りに使い分けられている。

###### A 「教育事務」を略した意味の教務

各学部の事務部には庶務掛、会計掛などならんで教務掛というのがある。また事務局や学生部に教務課を設けている大学もある。

ここでは学生の入退学・進学・卒業・異動、授業時間割の編成、学生証・交通機関学生割引証などの発行、教育職員免許状の申請、奨学金の申請・交付、厚生補導、学生名簿などに関する事務が行なわれている。

つまりこれらの職務をつかさどる組織の単位の名称、あるいはその業務を指して、教務という語が使用されている。

###### B 「教育研究補助業務」を略した意味の教務

人事あるいは給与関係の用語であつて、教育職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員のうち、その職務の等級が6等級と決定された職員を一般に教務職員と呼んでおり、東大ではこれらの職員の

うち任官していない者を教務員と称している。

つまり人事院規則9—8の別表第8、教育職俸給表(一)等級別標準職務表によれば、6等級とは「大学の学部、附置研究施設又は学部附属して設置される教育施設若しくは研究施設において教授研究の補助を行ないあわせて学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行なう職務」をいうのである。また国立学校設置法施行規則第二条第三項には「教務職員は、教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。」と規定している。

ちなみに国立大学の学長、教授、助教授、講師、助手はそれぞれ教育職(一)の1等級、2等級、3等級、4等級、5等級であり、これらはすべて文部教官に任官しているので、教務職員とは教育職俸給表(一)の適用を受ける職員のうち、助手以上の教官を除いたものとも言えるのである。

以上のように大学ではA、B二様の教務が存在するが、看護婦学校や保健婦学校では、教務とはいかなるものを指すのであろうか。これをCとすれば、すなわち次のような内容になる。

###### C 「教育業務」を略した意味の教務

これはAよりもいっそう教育そのものに近い意味に用いられ、学生募集計画・教育方針・授業計画などの立案、教員の任免、施設の整備、病院との関係の調整などに関する仕事、あるいはその仕事を遂行する組織を指す。

以上のような次第であるので、東大衛看では、「教務」という語を用いるとき、大学としての立場ではAまたはB、看護婦学校あるいは保健婦学校としての立場ではCの意味に区別して使っているが、ときどき混乱を生じて不便をきたしている。混乱を防ぐために、Aの意味で「学務」という語を使用するののも一方であろう。

##### 4. 教務主任

「教務」Aに示したように、教務掛長、教務主任、教務課長らは国立大学の事務あるいは厚生補



導の組織の中の官職である。

ところが看護婦学校においてはどうかであろうか。保助看校指定規則第七条(看護婦学校養成所の具備すべき要件) 第一項第四条には「各科目を教授するのに適当な教員の数を有し、且つ、そのうち三人以上は看護婦たる専任教員とし、そのうち一人は教育に関する主任者であること。」とある。また、看護婦学校養成所指導要領の四の1には「専任教員は五名以上とし、うち一名を教育に関する主任者とする。」とある。

つまりこれらの条文にある「教育に関する主任者」というのが各看護婦学校養成所で「教務主任」と呼ばれているのである。すなわち「教務」Cに示す業務の主任者であり、病院勤務看護婦業務指針によれば、教務主任は、教育方針、学生募集、教員の人事、施設整備、授業計画、学生厚生補導、病院側との調和等を行なうことになっている。以上のような次第であるが、東大衛看の場合はどうであろうか。大学の学部には教務部長や教務主任を置くことができるが、衛看は一つの学科であるので、掛長以上の職を設けることは官制上できない。従つて教務主任というものは制度上存在し得ないのである。

しかし看護婦学校としての教務主任を設けねむけにはゆかないので、官制上の職名としてではなく、看護学担当の教官1名が教務主任の役割を演じている次第である。

### 5. 事務主任

国立学校設置法施行規則第十条第一項には「国立大学の学部、分校、学部附属の教育施設及び研究施設、附属学校、附置研究所並びに附属図書館及び図書館分館に、その事務を処理させるため、規模に応じて、それぞれ事務部又は事務室を置くことができる。」と規定してある。すなわちここに列挙してある学部等には事務部または事務室を置けるが、これら以外の組織、たとえば学科には事務の部または室を置くことはできない。

また同条第四項には事務部の長は事務部長あるいは事務長とし、事務室の長は事務主任とする旨を規定してあるので、学科に事務室を置けない以上、当然事務主任も置くことはできないのである。

しかし東大の農、工などの学部では学科の規模が大きいので、各学科に事務室を置き、その長を事務主任としている。ただしこれはあくまでも文部省令によるものではなく、大学限りの内部的な発令をもつてしているのである。これに従つて衛看にも事務室を置き、事務主任を設けている次第である。

さて保健婦学校、看護婦学校として見た場合はどうであろうか。昭和26年8月24日に厚生事務次官から各都道府県知事あてに発せられた通牒医第103号二の(2)には「保健婦、助産婦、看護婦および看護婦の学校または養成所においては、専任の事務主任を置くよう指導願いたい。」と記されている。

また看護婦学校養成所指導要領の四の3には「原則として専任の事務職員を置くこと。」と述べられている。

以上でわかるとおり、東大衛看に事務主任を置いていないのは、大学として必要上やむを得ず構造的に便宜的措置であるが、保健婦学校あるいは看護婦学校として見れば、これこそ理想的な姿なのである。

### 6. 修業年限

保助看校指定規則によると、保健婦学校、看護婦学校の修業年限はそれぞれ6月以上、3年以上となつてゐる。もつとも、免許を得た後に3年以上業務に従事している准看護婦、または高等学校を卒業している准看護婦の場合は、看護婦学校養成所の修年限は2年よりよいことになつてゐるが、これは大学としての看護婦学校を論じる場合には無関係なので、一応考慮の外に置くことにする。また短期大学の修業年限は2年または3年とすることができ、学校教育法第九十九条に規定さ

れているが、ほとんどの短期大学は修業年限を2年としている。しかし看護関係の短期大学5校はすべて修業年限を3年としているので、この点では看護婦学校としての条件を満足している。このうち聖路加短期大学のみはさらに保健関係の専攻科を設けているが、これは修業年限1年であるので、この点では保健婦学校としての条件を満足している。

さて、4年制の大学すなわち東大衛看と高知女子大学家政学部衛生看護学科では、両学科とも看護婦学校および保健婦学校として指定されているのであるが、決して初めの3年間で看護婦学校で、後の1年間で保健婦学校というのではない。修業年限4年の大学の学科が、看護婦学校であると同時に保健婦学校なのである。非常に特殊な形ではあるが、保助看校指定規則による看護婦学校としての必要修業年限に保健婦学校としての必要修業年限を加えたものを上まわつてゐるので、立派に一人二役を演じてゐる次第である。

### 7. 寄宿舍

保助看校指定規則第七条(看護婦学校養成所の具備すべき要件) 第一項第十一条には「適当な寄宿舍の設備を有すること。」と規定してある。

また看護婦学校養成所指導要領の九「寄宿舍に関する事項」には寄宿舍施設関係の注意事項が記されている。

しかし寄宿舍に学生全員を收容するとか、一部あるいは全部の学生を外から自由に通学させるとかいうことについては、法的な規制をせずに、各学校養成所の方針に任せてゐる。実情としては、従来は学生全員を寄宿舍に收容して教育する学校養成所が多かつたが、最近はだんだんこれが緩和されて通学生が次第に現れてゐる。

さて、看護婦学校である大学ではどうであろうか。衛生看護学教育基準の五(施設)3(寄宿舍)には「専門科目履習者全員を收容する設備を持ち、かつ校舎及び病院から二軒以内に所在すること」

と記されている。

東大には学寮が13あり、このうちの一つである雑司ヶ谷寮は衛看の所管となつていて、同学科の学生のみを收容している。しかし学生收容定員はわずか25名であるので、どうして衛生看護学教育基準にうたつてある専門科目履習者全員すなわち3学年合計定員120名を收容するわけにはゆかない。

もともと大学というものは、防衛とか苗船とかの特殊な教育を施すところ以外は、全寮制にすること自体がおかしいのである。だからかりに専門科目履習者全員を收容するに足る寄宿舍を衛看学生専用で建てたところで、はたして該当学生が全員入寮するかどうかからぬし、また大学当局が全寮制を強制するわけにもゆかない。なんとすれば保助看校指定規則にも衛生看護学教育基準にも寄宿舍を設けること、あるいはその規模については定めてあるが、その寄宿舍にどれだけの学生を入れたければならぬかということは規定してゐないからである。

だから東大衛看では、この基準の寄宿舍の項が改正されることを望んでゐる。

### 8. 学生の性別

保助看法第二条、第三条、第五条、第六条にはそれぞれ保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦は女子であることが規定されているが、同法第六十条に示すごとく、男子である看護人もわずかながら存在している。最近ではこれらの男子に対する需要が多くなり、看護人約60名、准看護人約200名が毎年世に送られてゐる。ということは男女共学制をとる看護婦学校養成所、准看護婦学校養成所が多くなつてきたことを示すものである。

教育を女子に限るということは保助看校指定規則にも規定してゐないし、まして学校教育法、大学設置基準、国立学校設置法その他の大学関係法令にも規定するはずがない。ただ各学校が独自の立場で便宜的に学生の性別について制限を設けて

いるに過ぎない。

さて看護婦学校として指定されている大学や短期大学はいずれも学生を女子のみに限っている。これはこれらの諸大学は発足当時から看護教育と同時に女子教育に重点を置いていっているからである

第2表

所在地	東京大学医学部	
	衛生看護学科	附属看護学校
東京都文京区雑司ヶ谷町120番地	大学	東京都文京区本富士町1番地
学校教育法による学校の種別	看護婦学校 保健婦学校	看護婦学校
保健婦助産婦看護婦法による学校の種別	看護婦学校 保健婦学校	看護婦学校
所属関係	医学部の一学科	医学部の附属施設
代表者	学科主任	校長(医学部附属病院長兼任)
教育研究体制	講座制	学科目制
講座数	8	0
専任教職員定員	72人	4人
各学年学生定員	40人	50人
主な入学資格	高等学校卒業	高等学校卒業
修業年限	4年	3年
主な実習病院	医学部附属病院分院	医学部附属病院
授業料	年額 9,000円	なし
奨学金	月額 2,000円 または 3,000円 (学生の約半数に日本育英会が交付)	ほとんどなし
寄宿寮制度	希望選考制(収容定員 25名) 寄宿料月額 100円 食費学生負担	全寮制 食住費学校負担
教科書, 看護服等貸与	なし	あり
所定の単位を修得して卒業した者が無試験で取得できる免許資格, 称号等	衛生看護学士 養護教諭1級普通免許状 中学校教諭1級普通免許状(保健) 高等学校教諭2級普通免許状(保健) 衛生管理者免状 衛生検査技師免許証 看護婦国家試験受験資格 保健婦国家試験受験資格	看護婦国家試験受験資格
関係大学院修士課程	文部省に設置要求中	設置不能

9. 同一大学内における比較の実例

以上1から8まで種々の制度上の差異を説明したが、これ以外にも比較したら放挙にいとまがない。そこで同一の大学内に、大学としての保健婦看護婦学校と一般の看護婦学校とが存在している場合に両者の差異の重要な点を列挙してみると、大体の区別は把握できる。その唯一の例である東大における両者を比較対照したものが第2表である。

Y 結 語

衛生看護学教育基準の一には「衛生看護学教育においては衛生・看護に関する知識及び技能を授け、指導的な看護婦又は保健婦たるに必要な教育を施すをもつて目的とする。」と記されている。この目的に沿った大学(学部・学科)が将来増設される場合にならかの参考になれば幸いと思つて、この拙文をもつた次第であるが、具体的な例としてあまりにも東大看護を引用し過ぎたので、国立大学にとつては益するところが多くあつても、公私立大学には適用されない点がいくらもあるかもしれない。しかし他山の石にはなるであらう。

またこの拙文は法規とか制度とかの見地から機械的に比較を論じるのに終始して、その正否、教育の具体的な内容、理念、卒業者の活動分野などにはほとんど触れていないので、無味乾燥のきらいがあるが、これは故意にそうしたのであつて、現在はこれらのごとく言及する段階ではなく、未熟な時代なのである。

さて近年次第に保健看護教育に関する研究が進められてきたのは、非常に喜ばしい現象である。特に文部省主催の助産婦看護婦教育研究会では毎回熱心に看護教育に関する論議が行なわれ、斯の進歩向上に大いに寄与している。本年開催された第6回集会では、従来に比して特に真剣に検討が進められ、ことに文部省から提出された看護教育基準案を見ると、授業科目を一般教育科目と専門科目に区別し、しかも前者の中に外国語や保

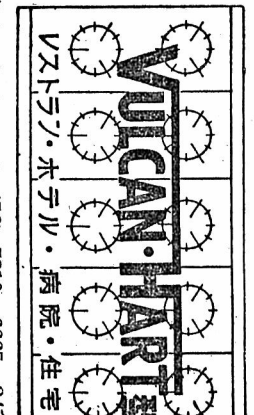
健体育を盛り入れるなどして、いかにも大学らしい体裁を整えてあるし、その上単位制をも採用している。保助看護校指定規則別表三に比べると、まさに隔世の感がある。もつともこの基準案は大学の医学部または医学部附属病院に付属する看護婦学校における教育の最低の基準を示す案なので、他の一般の看護婦学校養成所に比べて、少しでも大学教育に近づこうとする意欲が特に見られるのかもしれない。

だが大学の中にあるなにかかわらず、広く一般の各種学校程度の保健婦看護婦学校養成所が、その教育内容を大学あるいは短期大学のそれといくらからでも接近させるよう努力することは大いに望ましい。

そしてもしこのような向上が漸進的であっても実現するとしたならば、それにとりまなつてこれらの学校養成所と病院との関係も種々改善されなければならぬであらう。このことは諸方面から検討すべき興味深い問題なので、大方の卒直なご意見を歓迎する次第である。

ただし保健学なり看護学なりの科学としての確立がそれ以前の問題であることは論を待たない。

**厨房設備**



東京・銀座1の6 (56) 5310・6665・3417  
安藤工業株式会社